

入 札 説 明 書
(実習場高天井照明水銀灯LED化更新工事)

実習場高天井照明水銀灯LED化更新工事に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付） については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

〒998-0102 酒田市京田三丁目57番4号

山形県立産業技術短期大学校庄内校総務課 電話番号0234-31-2300

2 入札日程等

手 続 等	期間・期日・期限等	場所等	手続の方法
(1) 入札参加資格確認申請	令和6年9月18日（水） 午後4時	山形県立産業技術短期大学校庄内校総務課	4のとおり
(2) 入札参加資格確認結果通知	令和6年9月24日（火）		
(3) 非資格理由説明要求	令和6年9月26日（木） 午前11時まで	山形県立産業技術短期大学校庄内校総務課	5のとおり
(4) 非資格理由回答期限	令和6年9月30日（月）		
(5) 設計図書の閲覧及び貸出し	令和6年10月2日（水）まで	山形県立産業技術短期大学校庄内校総務課	6のとおり
(6) 設計図書等に対する質問受付	令和6年9月18日（水）まで	山形県立産業技術短期大学校庄内校総務課	7(1)のとおり
(7) (6)に対する回答	入札執行の日時までの期間	山形県立産業技術短期大学校庄内校総務課	7(2)のとおり
(8) 入札執行日時	令和6年10月3日（木） 午後1時30分	山形県立庄内職業能力開発センター 教室Ⅱ	

(注) 上記期間は、特に指定する場合を除き、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

3 入札参加資格

(1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。」とは、入札参加資格確認日（一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日（落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの期間中のいずれ

の日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(2) 「規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月7日県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。」とは、申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても該当しないことをいう。

(3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(4) 配置予定技術者

イ 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。本件工事の契約時または本件工事契約締結後に監督職員との打ち合わせにより定める着手日（以下「着手日」という。）において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しないまたは、契約を解除するものとする。

ロ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。

ハ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札手続における落札決定が行われる前までに、契約担当者に書面により申し出ること。（この場合、担当部局（契約担当）に事前に電話連絡を行うこと。事前に電話連絡が無い場合は、当該申し出を行うことができない。）ただし、当該申し出により、配置予定技術者の変更を認めるものではない。

ニ 配置予定の技術者は、本件工事の契約時または着手日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。また、主任技術者の現場専任義務のある工事を含む原則2つの工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができるか否かについて、落札決定後に、工事を所管する担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得た場合についても、この限りではない。（なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。）

4 入札参加資格の確認等

(1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記3の「入札参加資格」を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、参加資格の有無について契約担当者の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

イ 申請書（様式第1号 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書） 提出しない項目は削除すること。

ロ 確認資料

確認資料一覧の該当欄に○印の付された資料について提出すること。

【注】「確認資料の名称を箇条書きにした一覧表」及び必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格が無いものとする。

ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。

ニ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。

ホ 申請書及び確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ書面により提出（持参又は書留

郵送に限る。) すること。F A Xによるものは受け付けない。

へ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された資料により判断ができない場合には、必要な資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

チ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は2(2)の期日までに通知する。

5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求めることができる。

説明要求は、2(3)の期日までに2(3)の場所へ書面を持参又は書留郵便により提出するものとし、F A Xによるものは受け付けない。

(2) 所管課長は説明要求があった場合には、2(4)までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 設計図書の閲覧

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧を行う。

(1) 閲覧が可能な設計図書

イ 図面

(2) 閲覧期間

2(5)の期間

(3) 閲覧場所

2(5)の場所

7 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、2(6)の期間内にF A Xにより提出すること(この場合、質問を送信したことを1の担当部局(契約担当)に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。)

ただし、2(6)の場所への書面の持参による提出についても認める。

(2) (1)の質問に対する回答は、回答書を2(7)に示した期間、場所において閲覧に供する。

8 共通入札説明事項

(1) 入札及び開札

イ 本件入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)に定めるもののほか、この入札条件に定めるところによる。

ロ 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、その委任状を作成し提出すること。

ハ 入札者又は入札参加者の代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。また、法人の代表者(支店長等の受任者を含む。)が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札参加者となることはできない。

ニ 入札は書面により行うものとする。

ホ 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

ヘ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、単価契約の場合を除きその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ト 開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて行う。ただし、郵送による入札参加者がいない場合で、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、当該山形県職員を立ち合わせないことができる。

チ 初回の入札で落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行う。初回の入札において参加しなかった者、無効な入札をした者及び失格となった者は、再度入札に参加することはできない。

(2) 入札の効力

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

ハ 委任状を持参しない代理人のした入札

ニ 記名、押印を欠く入札

ホ 金額を訂正した入札

ヘ 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札

ト 明らかに連合によると認められる入札

チ 同一の事項につき2通以上の入札書を提出した入札

リ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札

ヌ 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札

ル 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

ヲ 入札執行時刻に遅れた場合は棄権とみなす。

ワ 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。

カ 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

ヨ その他必要とする入札条件については、入札執行時の指示による。

タ 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、辞退する入札の件名、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面を入札執行日時まで提出するものとする。この書類は押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、書面の余白に責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載するものとする。

レ 入札書提出後は入札を辞退することができない。

ソ 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等において不利益な取扱いを受けるも

のではない。

(3) 落札者の決定方法

- イ 予定価格の範囲内で最低の価格の入札者を落札者とする。
- ロ 最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- ハ 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。
- ニ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

(4) 入札の延期、中止等

- イ 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- ロ 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

(5) その他

- イ 保証契約に基づいて前払金を支払う。
- ロ 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- ハ 落札者は、契約締結後 1 か月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。
- ニ 落札者は、入札後、速やかに入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

9 添付書類

- (1) 公告文の写し
- (2) 設計書
- (3) 申請書及び契約書等の標準様式は、「入札・契約関係様式ダウンロード」ページからダウンロードすることができる。(アドレス <https://www.pref.yamagata.jp/>)

【 確 認 資 料 一 覧 】

必要資料		確認資料	
		提出を求める確認資料については、左欄に○を付し、不要なものは【不要】と明示しています。	
不要	イ	施工実績を記載した書面 様式第2号「同種工事の施工実績」	
不要	ロ	施工実績とする工事に係る以下の書類 a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し cについては、「施工実績要件1」を入札参加資格に定めた場合に記載すること。	
○	ハ 必須	配置予定の技術者の資格等を記載した書面 様式第3号の2「主任（監理）技術者の資格・工事経験」 ※改正後（令和3年3月1日改正）の新様式での提出です。ご注意ください。 ①入札参加者の資格として、技術者実績要件を設定していない場合は、様式中の「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」は記載不要とする。 ②配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。 ③配置予定技術者の「法令による資格・免許」における（カッコ）内には、資格免許の取得年を記載すること。 ④総合評価落札方式による場合、本書面の提出は、様式総合3「技術者の能力」の提出をもって代えることができる（この場合においても、資格者証等の写しの提出は必要なので、留意すること。） ⑤様式中の「特例監理技術者の配置予定」、「申請時における他工事との兼務」の欄は、記載後の状況の変化、記載誤り又は記載漏れがあった場合でも入札参加資格には影響しないものとする。	
○	ニ 必須	ハの技術者の国家資格者証等（建設業法（昭和24年5月法律第100号）に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面（監理技術者資格者証裏面の写し） ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しているが、交付手続中のため入札参加確認申請期限までに当該資格者証又は監理技術者講習履歴が確認できる書面を提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。	
不要	ホ	ハの技術者の経験工事に係る以下の書類 a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し	
不要	ヘ	総合評定値通知書の写し 審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。 ※審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。	
○	ト	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証等の写し への総合評定値通知書により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が4人以下等により適用が除外される場合は提出を要しない。	
不要	チ	指定技術者等配置計画書（併せて資格者証等の写しを提出すること。） 舗装施工管理技術者、鋼橋塗装技能士又は路面標示施工技能士の配置を義務付けた場合	
【注】 ①必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。 ②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。			